

日光市ナイトタイムエコノミー 促進支援事業補助金

インバウンド及び国内旅行者の宿泊を促進することで滞在時間の延長と消費額の拡大へ繋げ、地域経済の活性化を図ることを目的に市内におけるナイトタイムエコノミーの推進に取り組む事業者を支援します。
※ナイトタイムとは概ね18時から翌日8時までの時間帯を指します。

◆ 補助対象事業

- ・ナイトタイムに市内で行われる新規の事業であり、集客が期待できるもの
- ・通年で3回以上実施可能、かつ補助完了後5年以上継続して行うことができるもの

◆ 対象者

- ・市内に住所又は所在地を有し、補助対象事業を行おうとしている事業者

◆ 対象経費

- ・需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費など

◆ 補助金

- ・50万円を上限として、対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額

◆ 申請方法

補助金審査申請書に必要な書類添えて、申請期限までに観光課窓口へ持参または郵送、メールでの提出してください。

※メールでのご提出をご希望の場合には、下記連絡先にご連絡ください。

申請期限

令和7年6月11日(水)【必着】

◆ 審査方法

申請書を市の観光課が審査した後、プレゼンテーション方式の審査会を行います。審査会は7月上旬を予定しており、結果は7月中旬から下旬にお知らせします。

◆ お問い合わせ先

日光市観光経済部観光課観光振興係
TEL:0288-21-5170

詳しくは募集要項をご覧ください

日光市ナイトタイムエコノミー促進支援補助事業 事業者募集要項

1 目 的

インバウンド及び国内旅行者の宿泊を促進することで滞在時間の延長と消費額の拡大へ繋げ、地域経済の活性化を図ることを目的に市内におけるナイトタイムエコノミーの推進に取り組む事業者を支援します。

2 募集内容

募集事業	・ナイトタイムに市内で行われる新規の事業であり、集客が期待できるもの ・通年で3回以上実施可能、かつ補助完了後5年以上継続して行うことができるもの ※ナイトタイムとは概ね 18 時から翌日8時までの時間帯を指します
補 助 金	50万円を上限として、事業経費に補助率(1/2)を乗じた額
応募資格	市内に住所又は所在地を有し、補助対象事業を行う者(ただし、市税等を滞納していないこと)
募 集 枠	予算の範囲内で決定します
実施期間	交付決定日 ～ 令和8年 2 月 28 日(土)※事業実績報告を含む
留意事項	・ 事業完了後5年間は、各年度の事業状況について市長の求めに応じ事業等状況報告書を提出しなければならない。 ・ 安全に実施できる事業であること。 ・ 事業の実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。 ・ 拠点整備、運営等に関して関係法令を所管する官公庁と協議し、必要な手続き、基準等を満たすこと又は満たす予定であること。 ・ 本補助金の交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)内に完了する事業であること。 ・ <u>補助対象となった事業は交付決定年度内に OTA サイトへの掲載を行わなければならない。</u> ・ 宗教活動、政治活動でないこと。 ・ 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。 ・ 本補助金において補助対象とする項目と同一の経費について、国、県、市等から補助金等を受けている又は受ける予定になっているものについては、対象としない。

3 応募方法

申込書等に必要事項を漏れなく記入し、市観光課にメール、郵送又は持ち込みでご応募ください。申込書様式、申請についての注意事項等は市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/6/1024/7/9526.html>

ご不明の点は、市観光課までお問い合わせください。

日光市観光経済部観光課 観光振興係(直通: ☎ 0288-21-5170)

4 応募期限

令和7年6月11日(水)【必着】

5 審査方法・審査基準・審査結果について

申請書を市観光課が審査した後、7月上旬にプレゼンテーション方式の審査会を行います。

審査については、以下の項目で審査します。

【事業内容の具体性と実現可能性】【地域貢献度と経済波及効果】【創意工夫と独自性、新規性】

【持続可能性と環境への配慮】【安全性】【プレゼンテーションの明瞭さと論理性】

結果は7月中旬から下旬にお知らせします。